平成２３年（フ）第７０２号
福岡市西区上山門１丁目15番１―107号
債務者　鈴木　義廣
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８８５号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄４丁目47番地１
ハイム丸和102号
債務者　勝亦　孝博
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８９０号
福岡県糸島市波多江駅北４丁目10番１―702号
債務者　菊井　千速
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９３８号
福岡市西区今宿１丁目23番３―402号
債務者　井上真由美（旧姓青柳・吉永）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９９６号
福岡市博多区三筑１丁目４番19号
債務者　藤　　寛之
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０５２号
福岡市博多区博多駅南３丁目15番20―207号
債務者　秦　　清隆（旧姓枡谷）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０５７号
福岡市城南区堤団地19番506号
債務者　二串幸之助
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０５８号
福岡市城南区堤団地19番506号
債務者　二串　美和
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０５９号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府1495番地12アベニュー新宮201号
債務者　加藤　儀之
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０７１号
福岡市早良区賀茂２丁目38番５号
債務者　田中　良一
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０７７号
福岡市西区壱岐団地56番105号
債務者　下川　幸子（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０８２号
福岡市博多区光丘町１丁目３番５号
債務者　日高　良枝
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０９２号
福岡県大野城市栄町３丁目２番２号レジデンス春日101号
債務者　角田　卓也
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０９７号
福岡県大野城市筒井３丁目２番30号
債務者　有吉　初音
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１０２号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原451番地７
債務者　矢野　理佳
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１１２号
福岡市城南区別府団地10番１―309号
債務者　濱　ユリ子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１１９号
福岡県宗像市須恵３丁目28番54号
債務者　西本　武徳
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１２６号
福岡県朝倉郡筑前町上高場2071番地３
債務者　井上　　忠
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部